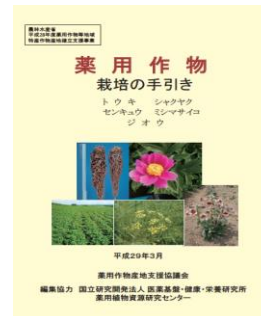


## 持続的生産強化対策事業のうち

# 茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進

薬用作物の産地化に向けた地域の取組を支援します。  
(実証ほの設置、農業機械の改良、栽培マニュアルの策定等)



# 目次

I	対象作物	2
II	補助対象者	2
III	補助対象となる事業内容	2
	(地域における取組状況に応じた事業メニューの組み合わせ例)	5
IV	成果目標	6
V	補助率	7
VI	補助要件	7
VII	その他留意事項	8
VIII	事業実施等の手続き	8
	問い合わせ先	9

# 持続的生産強化対策事業のうち茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進の概要

本事業は、地域特産作物を対象に、消費者や実需者ニーズに対応した高品質生産、産地の規模拡大及び担い手育成などを協力を推進するため、地域の実情に応じた生産体制の強化や需要の創出など、生産から消費までの取組を総合的に支援するものです。

## I 対象作物

薬用作物については、次の1及び2が補助の対象となります。

- 1 漢方製剤・生薬製剤等の漢方薬の原料として使用されるもの
- 2 健康食品向け等の漢方薬の原料以外に使用されるもの

(参考)

本事業では薬用作物以外に、茶、いぐさ、ごま、こんにゃく等の他の地域特産作物も対象となります。

## II 補助対象者 (実施要綱別表1の事業実施主体の欄参照)

都道府県、市町村、農業者の組織する団体、公社、協議会

※ ただし、下記Ⅲ事業内容のうち、2(8)薬用作物の新植への支援、3(1)～(5)需要の創出について、都道府県及び市町村は除外

## III 補助対象となる事業内容

以下の事業メニューから必要な取組を選択し、組み合わせて実施することが可能です。

### 事業メニュー

#### 1 検討会の開催

事業を実施する際には、効果的、効率的な事業実施のため、事業の推進に必要な構成員(関係行政機関は必須)による検討会を開催し、事業全体の方針・内容の検討、進行管理、成果のとりまとめ、情報発信等を行うことができます。

※ 2又は3の取組を実施する場合は必須。検討会の実施はできません。

## 2 生産体制の強化

### (1) 栽培実証ほの設置

地域条件に適応した栽培技術を確認させるために必要な栽培実証ほを設置することができます（収穫までに要する年数相当分（ただし3年以内）のほ場借り上げ等の経費を補助対象経費として計上できます）。

※ VI補助要件4を満たすことが必要

### (2) 種苗等増殖実証ほの設置等

優良種苗の安定な生産及び供給を図るための栽培技術の確立に必要な種苗増殖実証ほの設置や種苗等の増殖に取り組むことができます（取組期間の上限3年）。

※ VI補助要件5を満たすことが必要

### (3) 新たな栽培技術等の実証導入

低コスト・高品質化生産技術や新たな栽培技術等の実証導入のために必要な農業機械等をリースにより導入できます。

### (4) 薬用作物の関連設備・農業機械の開発・改良

低コスト化や品質の安定・向上等に必要となる設備や農業機械について、市販されている農業機械又は既に事業実施主体が所有している農業機械等を活用した開発や改良ができます。

※ 事業実施主体自ら開発又は改良を行うときは、農業機械メーカー等による技術協力を得ることが必要

### (5) 栽培マニュアルの作成

上記（1）～（4）の取組を実施した場合に栽培技術を普及させるためのマニュアルを作成することができます。

### (6) 課題等解決のための調査・分析

残留農薬や機能性成分の分析など、産地の課題等の解決の取組に必要な調査・分析を実施することができます。

### (7) マッチングの開催

薬用作物の機能性や産地の特徴的な取組の紹介、生産者と実需者との交流の場の設定など、産地と実需者の連携の機会を提供するマッチングを実施することができます。

### (8) 薬用作物の新植への支援（※漢方原料向けの薬用作物に限る）

漢方製剤・生薬製剤等の漢方薬の原料として使用される薬用作物を対象として、初めて栽培契約を締結する薬用作物について、収穫までの未収益となる期間に要する経費の一部を支援します（4万円/10a）。

※ VI補助要件6を満たす必要

### (9) 人材確保策の検討

繁忙期の外部人材又は外国人労働者の活用、福祉施設との連携等の推進を支援します。

### 3 需要の創出

#### (1) 消費者・実需者ニーズ等の把握

薬用作物（生薬原料向け以外や生薬原料として使用しない未利用部分）を利用した新たな商品開発等のため、消費者や実需者のニーズ、市場動向、その他需給に関する情報について、調査を行うことができます。

※ 例えば、トウキで生薬に利用する根以外の葉等を利用し入浴剤やハーブ等の商品を開発するための調査を実施。

#### (2) 実需者等と連携した商品開発

実需者等との連携による薬用作物の未利用部分等を利用した商品の開発に必要な試作、パッケージの開発・改良、試作品のPRのためのパンフレット等の作成、試食会、商談会等の開催ができます。

※ ただし、販売促進のためのリーフレット等の作成費やマスメディアによる宣伝は補助対象外

#### (3) 製造・加工技術の確立

薬用作物の未利用部分等を原料とした、品質や付加価値が高い製品の製造・加工技術の確立を図るために取組を実施することができます。また、この取組を実施するために必要な機械や品質管理機器等の整備をリースにより導入できます。

#### (4) 消費者に向けたコト体験の展開

観光業者等との連携による薬用作物に関する体験ツアーの開発等について支援します。

#### (5) 消費者等の理解促進

消費地等における薬用作物に対する消費者の理解促進や認知度の向上を図るためのパンフレットの作成、試飲・試食会等が実施できます。

※ 上記3（1）～（4）を行う場合のみ実施可能

※ リースで導入できる機械（上記2（3）、3（3））及び、開発・改良のために購入可能な農業機械等（上記2（4））の範囲は以下のとおりです。

- ・ 価格（税抜き）が50万円以上、原則400万円未満であること。
- ・ 2（3）での農業機械のリース又は2（4）での農業機械の改良を行う際には、以下の農業機械等は補助対象外。
  - ① トラクター、田植機、田植装置を備える栽培管理ビークル及び自脱型コンバイン
  - ② 共同利用施設の一部を構成する定置型の機械
  - ③ 事業による導入以前に利用された実績のある農業機械
  - ④ リース利用者が既に利用している農業機械等と同種・同程度のものへの更新とみなされるもの

## 地域における薬用作物の取組状況に応じた事業メニューの組み合わせ例

### 1 新たに薬用作物の栽培に取り組む場合

#### (1) 地域に適した栽培方法を検討したい

- ① 地域に適した栽培方法を検討するための栽培実証ほの設置
- ② 地域での薬用作物の栽培普及のための栽培マニュアルの作成
- ③ 日本薬局方の規格基準に適合しているか確認するための成分分析

#### (2) 試験栽培が終わり、生薬企業と契約を進めているが、未収益期間があることから農家が不安に感じて契約を進めにくい

- ① 薬用作物の新植の支援（4万円/10a）

### 2 既に薬用作物の栽培に取り組んでいる場合

#### (1) 作業の省力化を進めたい

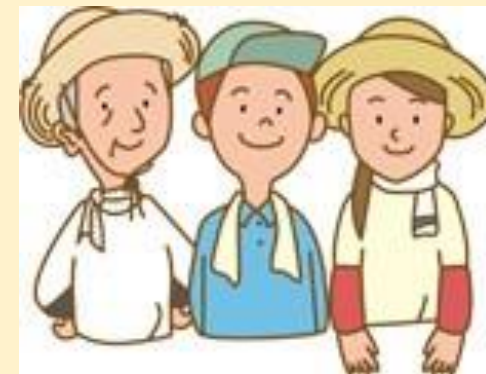
- ① 収穫作業等を機械化するため、既存の農業機械を改良
- ② 改良した農業機械に対応した栽培マニュアルを作成

#### (2) 産地化に向け、種苗の安定供給が必要

- ① 優良種苗の安定供給のため、種苗増殖実証ほの設置（3年以内）
- ② 種苗増殖のための栽培マニュアルの作成

### 3 薬用作物の未利用部分（生薬原料にならない部分）を有効活用する場合

- ① 消費者ニーズを把握するための調査
- ② 実需者と連携した商品開発
- ③ 薬用作物に対する消費者の理解を促進するためのパンフレット作成





## IV 成果目標

補助事業対象者は事業内容に応じて、以下の成果目標から2つ選択し、目標年度までに達成する必要があります。

- ※ 成果目標は、取組内容に応じて選択する必要があります。
- ※ また、成果目標は、事業審査の際のポイント付けに使用されます。

### 1 生産体制の強化（上記Ⅲ 2）に取り組む場合

達成すべき成果目標	漢方薬向け薬用作物	それ以外の薬用作物
実施地区において事業で取り組む薬用作物の合計栽培面積	5%以上増加	50%以上拡大
実施地区において、事業で取り組む薬用作物の合計生産量	5%以上増加	50%以上拡大
実施地区の10aあたりの労働時間	2%以上低減	5%以上削減
種苗増殖実証に取り組む薬用作物	1つ以上を種苗として供給	
1つ以上の薬用作物について製薬企業等と生産に係る契約を締結	1契約以上	-
1つ以上の薬用作物について日本薬局方に定める規格基準を満たす	1つ以上	-
（初めて当該地区で栽培を行う場合）実施地区において、受益農業従事者以外に当該作物の栽培に取り組む農業従事者	1名以上増加	5名以上増加
関連設備・機械の生産効率（単位時間当たり生産数量等）	5%以上向上	
（人材確保策の検討に取り組む場合）受益地区において、新たに人材を確保	1人以上確保	

### 2 需要の創出（上記Ⅲ 3）に取り組む場合

達成すべき成果目標（作物共通）
開発した新商品を1以上販売開始する
全出荷額又は全出荷量に占める、新商品の出荷額又は出荷量の割合を1%以上確保。 なお、新規作物について新商品開発を行う場合には、事業実施主体の農業販売額に占める新商品販売額の割合を1%以上確保。
新たな販路を1以上拡大する。なお、新たな販路の開拓には、取組前年度に販売実績の無い販売先に新たに販売を開始することに加え、既存販路において本事業の取組により新たに開発又は企画した商品の販売を開始することも含むこととする。
契約取引量指数を直近値より7以上増加。
生産効率（単位時間当たり生産数量等）を直近値の5%以上向上

※ 成果目標の達成年度は事業実施の翌々年度です。

ただし、

- ・ Ⅲ 2（1）栽培実証ほの設置やⅢ 2（2）種苗増殖実証ほの設置等について、栽培期間が2年間を超えるため事業実施の翌々年度までに結果が得られない場合は、収穫年の翌々年度（ただし実施後4年度以内）
- ・ 2（8）薬用作物の新植への支援については、栽培期間が4又は5年の薬用作物に取り組む場合は収穫年になります。

## V 補助率

定額。

ただし、Ⅲ 2（3）及び3（3）の機械等のリースについては物件価格（税抜き）の1／2以内。

## VI 補助要件

1 事業内容が成果目標の達成に結びつく取組であること

（詳細はⅣ.成果目標参照）

2 受益農業従事者の常時従事者が5名以上であること

3 受益農業従事者に65歳未満の者が含まれること

※ 受益農業従事者とは、販売・加工等を含む農業について、原則年間150日以上取り組んでいる者

上記のほか、メニューによって以下のような要件があります。

4 栽培実証ほを設置する場合は、事業実施年度中に設置することを計画する面積が原則として5アール以上であること

5 種苗増殖実証ほを設置する場合は、優良種苗を計画的に供給するために必要な設置面積を確保すること

6 新植の支援（漢方向け薬用作物限定）については、

（1）①農業機械の改良による機械化の推進、②実証ほの設置や栽培マニュアルの作成、③実需者と連携した商品開発のいずれかを併せて実施又は同様の取組を既に実施

（2）収穫年を除く栽培年数が1～4年

（3）実需者と契約が締結され、事業実施年度内に播種又は植え付けを行うもの

（4）2年目以降も同一ほ場で適切な管理がなされ、継続して栽培されているもの

（5）本事業以外の国庫補助事業による未収益期間の支援が行われない薬用作物

（6）実需者等に生薬原料として供給したことがない品目

※ ただし、契約の拡大等により次年度以降、同一生産者が別のほ場で作付けを行う契約品目も契約対象とする場合には、追加栽培分も支援対象とすることが可能。また、当該契約に基づく新生産者についても、初年度契約分の未収益期間内に作付けをする場合には支援対象となります。

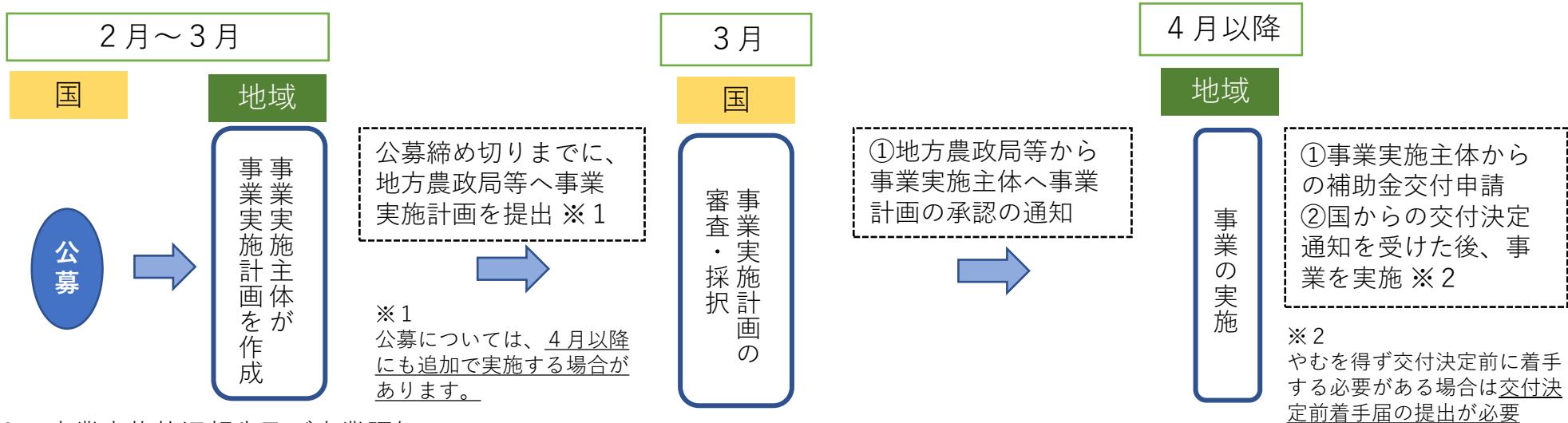


## VII その他留意事項

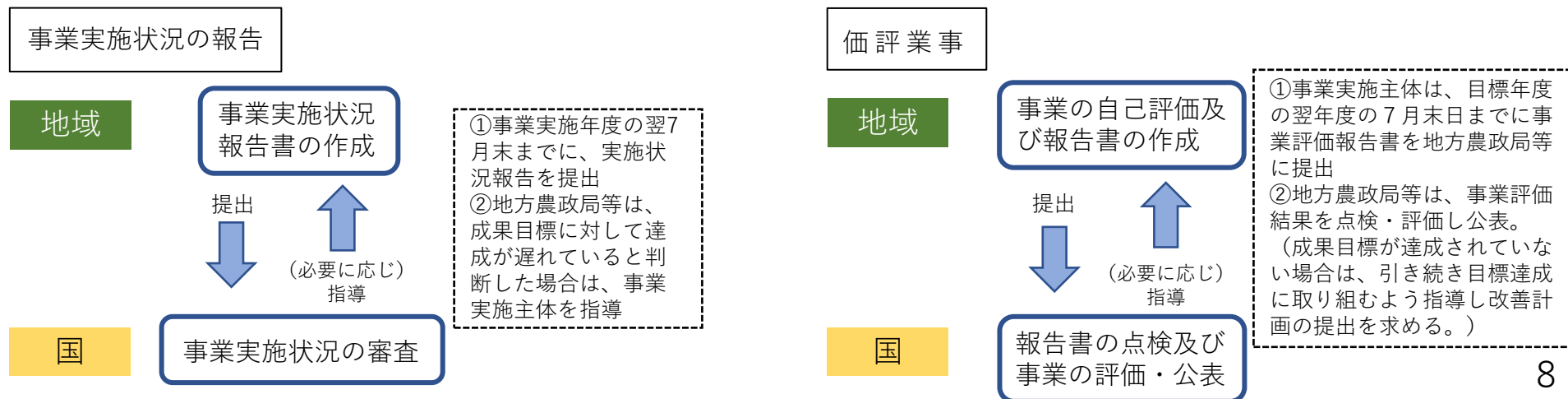
本事業の成果について、事業実施主体は農業関係者等に広く公表し、積極的な公開・普及に努めていただくとともに、事業終了後に得られた成果についても必要に応じ発表していただくことがあります。また普及・啓発を目的として、農林水産省が利用することがあります。

## VIII 事業実施等の手続き

### 1 事業実施までの手続き



### 2 事業実施状況報告及び事業評価



本事業による支援は、各地方農政局等を通じて行われます。  
本事業の詳細については、以下の各地方農政局等へお問い合わせください。

### < 地方農政局等 >

北海道農政事務所 生産経営産業部 生産支援課 011-330-8807  
(管轄：北海道)

東北農政局 園芸特産課 022-221-6193  
(管轄：青森県、岩手県、宮城県、山形県、福島県)

関東農政局 園芸特産課 048-740-0434  
(管轄：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県)

北陸農政局 園芸特産課 076-232-4314  
(管轄：新潟県、富山県、石川県、福井県)

東海農政局 園芸特産課 052-223-4624  
管轄：岐阜県、愛知県、三重県)

近畿農政局 園芸特産課 075-414-9023  
(管轄：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県)

中国四国農政局 園芸特産課 086-224-9413  
(管轄：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県)

九州農政局 園芸特産課 096-300-6250  
(管轄：福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県)

内閣府 沖縄総合事務局 農林水産部 生産振興課 098-866-1653  
(管轄：沖縄県)